

## 歯科衛生士法が一部改正されます

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、歯科衛生士法の一部改正が行なわれることとなりました。(平成27年4月1日施行)

### 《 現行 》

### 《 改正 》

**第二条** この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

**第二条** この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

(新設)

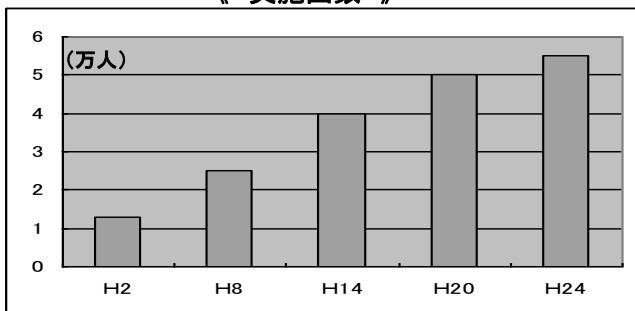
**第十三条の五** 歯科衛生士は、その業務を行うに当たっては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない。

## ＜ 地域歯科保健活動実施状況 ＞

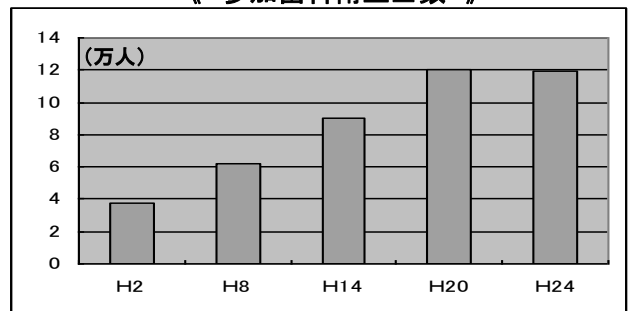
地域の歯科保健活動における歯科衛生士のニーズは年々増加しています。地域歯科保健活動における実施回数、参加歯科衛生士数ともに増加し、事業を受けられた人数では、平成22年度より150万人を超え、調査がはじまった平成2年から約20倍となっています。母子保健から高齢者まで活動の場は多岐に渡り、高齢化が進むなかで将来を見据え、乳幼児期から高齢者までの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持・向上の支援が求められているといえます。

(引用)日本歯科衛生士会平成24年度地域歯科保健活動実施状況調査報告書

《 実施回数 》



《 参加歯科衛生士数 》



## 「歯と口の健康週間」の巻

毎年6月4～10日は、歯の衛生に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とした「**歯と口の健康週間**」、です。厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、都道府県歯科医師会、そして日本学校歯科医会が主催団体となり、地域住民参加型の各種啓発事業を展開しています。本年度も、大阪府下各歯科医師会支部にて多彩な事業が開催され、本会も協力しています。



(日本歯科医師会平成26年度「歯と口の健康週間ポスター」)

## ちょっとトピックス!!

歯科衛生士の修業年限は、歯科衛生士法制定当時は1年でしたが、昭和58年に2年に、平成16年には3年へと延長され、平成24年度からは**全ての卒業生が3年制課程の履修者**となりました。歯科衛生士になるには高等学校を卒業後、歯科衛生士養成機関(専門学校、短期大学、大学)において歯科衛生士として求められる知識や技術を習得し、卒業すると国家試験(歯科衛生士国家試験)の受験資格が得られます。また、4年制大学における教育も行われ、今後増えることが予想されます。さらに大学院において学び、研究者への道も開かれてきています。

※お口の雑学クイズはお休みです。

